

1. 宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案について
2. 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について

ただいま議題となりました、発議第四号議案及び発議第五号議案を続けて御説明申し上げます。

初めに、発議第四号議案、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例は、平成十一年に議員提案条例として全国に先駆けて制定され、本条例に基づき、議員は、県民の代表者、全体の奉仕者として守るべき行動の指針を遵守し、常に県民の信頼に値する高い倫理感を持って県民の信頼と負託に応えるため、諸活動を行ってきたところです。改正案については、先般の議員逮捕を契機として、損なわれた県民からの信頼の回復はもちろんのこと、宮城県議会議員の政治倫理を確固たるものとするため、政治倫理の確立に関する検討委員会において、政治倫理に関わる諸制度等について点検し、政治倫理の更なる確立に向けた諸方策について、慎重に議論を重ね、作成したものであります。改正案では、会派の責務として、議員おのおのが行為規範を遵守した活動ができるよう支援に努めなければならないことを新たに規定したほか、条例制定時には顕在化していなかったハラスメントやインターネットリテラシーに係る行為規範として、地位を利用し、かつ職務の適正な範囲を超えた言動等や情報発信、その他人権侵害のおそれのある行為をしないことを加えました。また、これまで努力義務であった説明責任等を義務化し、行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を明確にしなければならないことを追加しようとするものであります。

引き続きまして、発議第五号議案、県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

現行の県議会議員の議員報酬等に関する条例では、議員の長期欠席、逮捕等による身体拘束に係る減額規定が定められていないことから、政治倫理の確立に関する検討委員会において、議員報酬等の在り方について議論を重ね、改正案を作成いたしました。改正案では、一定例会会期中の全ての本会議、委員会を欠席した場合を長期欠席と定義し、長期欠席した定例会閉会日の属する月の翌月から、定例会閉会日以後最初に会議等に出席した日の属する月まで、議員報酬を全額不支給とすること、また、逮捕等による身体拘束を受けた場合は、身体拘束を受けた日から身体拘束を解かれた日まで、議員報酬を日割りで支給停止し、有罪の裁判が確定した場合は不支給とすることを追加しようとするものであります。議員自らが遵守すべき行為規範を、議員自らの議決をもって定めていくことが、県民

の信頼を取り戻すことにつながると考えるとともに、議員は自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民の非難を受けることのないよう、議員としての責務を果たしていかなければならないという思いであります。

よって、ここに、地方自治法第百十二条第一項及び宮城県議会会議規則第十五条第一項の規定により、議員提案として、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案及び県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を提出したものであります。何とぞこの趣旨を御理解いただきまして、皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。